



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
11 月 20 日
第 4502 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	1
都市計画事業の変更の認可 (下水道課)	1
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者の登録 (医療福祉推進課)	3
道路区域の変更 (道路課)	3
道路の供用開始 (道路課)	4

○ 公 告

争議行為の通知公告 (労働雇用政策課)	4
公共測量実施公告 (監理課)	4

告 示

滋賀県告示第481号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、平成30年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 募集期間 男子 平成31年3・4月採用 (自衛官候補生) 平成30年11月29日 (木)まで
- 2 試験期日 平成30年12月13日 (木)
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第482号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第162号で認可した彦根長浜都市計画および米原東北部都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年11月20日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 米原市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画および米原東北部都市計画下水道事業 米原市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年12月17日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第483号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第484号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第485号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第486号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第487号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
小規模多機能型居宅介護事業所ぬくもりの家大空	湖南省市吉永270番地1	特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」 理事長 平井和夫	湖南省市吉永170番地4	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引	平成30.11.9	252120010

滋賀県告示第488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、平成30年11月20日から平成30年12月4日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
		大津市牧三丁目字焼野964番3地先から 大津市牧三丁目字焼野1024番1番地先まで	変更後	最小 11.8m } 最大 30.0m	本線 488.0m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
		大津市牧三丁目字焼野963番6地先から		最小 9.7m } 現道付替部 68.0m		

県道	大津信楽線	大津市牧三丁目字焼野983番1番地先まで	変更前	最大 22.5m	488.0m
		大津市牧三丁目字焼野964番3地先から		最小 9.5m	
		大津市牧三丁目字焼野1024番1番地先まで		最大 18.4m	

滋賀県告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年11月20日から平成30年12月4日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津信楽線	大津市牧三丁目字焼野930番3地先から 大津市牧三丁目字焼野990番1地先まで	平成30.11.20	現道付替部 L=308.0m 本線部 L=30.6m

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から平成30年11月12日付けで2018年秋闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合(滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合)との間における争議行為
- 2 日時 平成30年11月23日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に係る基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成30年10月23日から平成31年1月15日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

- 2 作業の地域 草津市集町・川原町
- 3 作業の期間 平成30年10月25日から平成31年2月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年11月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 平成30年11月16日から平成31年2月28日まで

